

厚生労働科学研究費補助金

子ども家庭総合研究事業

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の

予防・介入・ケアに関する研究

平成18年度 研究報告書 1/2

主任研究者 奥山 真紀子

平成19（2007）年3月

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究

主任研究者 奥山眞紀子 国立成育医療センター

目 次

1 / 2

I. 総括研究報告

- 1) 児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（奥山眞紀子） 1
- 2) 研究成果の刊行に関する一覧表 22

II. 分担研究報告

1. 虐待対応の基礎構造に関する研究

- 1) 子ども虐待に対応するソーシャルワーカー及びケアワーカーのトレーニングに関する研究（萩原總一郎） 29
- 2) 総合的支視点に関する研究（奥山眞紀子）
 - ・医療機関における子ども虐待データベース構築に関する研究（1）データベースの構築に関して（藤原武男・奥山眞紀子） 169
 - ・医療機関における子ども虐待データベース構築に関する研究（2）虐待データベースを利用した虐待による頭部外傷診断基準作成の試み（藤原武男・奥山眞紀子） 173

2. 虐待予防に関する研究

- 1) 妊娠期からの虐待予防に関する研究（佐藤拓代） 185
- 2) 乳幼児揺さぶられ症候群の予防プログラムに関する研究（山田不二子） 255
- 3) 児童虐待の発生予防・進行防止を目指す在宅養育支援のあり方に関する研究（中板育美） 265

3. 在宅ネットワークに関する研究

- 1) 市町村および民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究（加藤曜子） 313
 - ・市町村における虐待対応ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）実態と課題（加藤曜子） 313
 - ・市町村担当虐待事例と援助の実態理解分析（加藤曜子） 331
- 2) 児童相談所を中心とした在宅支援に関する研究（前橋信和） 375
- 3) 虐待に関する医療機関と他機関との連携（multidisciplinary team）に関する研究（松田博雄） 421

| | |
|---|-----|
| 4) 地域が中心となった虐待の在宅支援に関する研究 (渡辺好恵) | 437 |
| 5) 医療機関の虐待対応の向上に関する研究 (柳川敏彦) | 501 |
| ・病院-診療所連携システムと地域連携室の活用 -地域における児童虐待対応能力の開 発と向上を目指して- (柳川敏彦・北野尚美) | 505 |
| ・フォーカス・グループ法による医師の虐待認識に関する研究 (柳川敏彦ら) | 517 |
| ・北九州市における開業医療機関の児童虐待に関する意識調査と病診連携 (児童虐待防止医療機関ネットワーク) 体制の構築に関する検討 (市川光太郎) | 527 |
| ・小児科医の子育て支援や虐待予防・対応に関する意識と医療現場で対応可能な取り組み に関する検討 (山崎嘉久) | 537 |
| ・小児病院におけるメディカルソーシャルワーカーや保健師の役割 (小林美智子) | 549 |
| ・周産期・小児3次医療センター院内CAPS活動にみえるMSW・保健師の役割 (藤江のどか) | 553 |
| ・子ども虐待への取り組みにおけるMSWの役割 (藤江のどか・小林美智子・木村和代) | 563 |
| 6) 虐待対応におけるリスクコミュニケーションに関する研究 (泉真由子) | 573 |

2 / 2

4. 特殊な虐待に関する研究

| | |
|--|-----|
| 1) 性的虐待のケアと介入に関する研究 (杉山登志郎) | 579 |
| ・男児の性的虐待の臨床的特徴に関する研究 (杉山登志郎・海野千畝子) | 581 |
| ・児童養護施設の施設内性的虐待への対応 (海野千畝子・杉山登志郎) | 591 |
| ・男児/男性の受ける性被害：望まない性的行為の経験率と、それに対する被害認識 (岩崎直子・宮地尚子) | 599 |
| ・男児/男性の受ける性被害についての『レイプ神話』に関する大学生意識調査 (岩崎直子・宮地尚子) | 609 |
| ・性的虐待の早期発見と初期対応：プライマリーで子どもに接する医師を対象に (白川美也子・山崎知克) | 617 |
| 2) 性的虐待を受けた子どもの聞き取り面接のあり方に関する実践的検討 (西澤哲) | 629 |
| 3) 特殊な児童虐待の実態と対応方法に関する研究 医療機関から児童相談所へ通告された事例に関する研究 (宮本信也) | 643 |

5. 治療法に関する研究

| | |
|--|-----|
| 1) 被虐待乳幼児に対する愛着に方向付けられた治療についての研究 (青木豊) | 651 |
| 2) 虐待など被害を受けた子どもの治療に関する研究 虐待を受けた子どものトラウマとその治療に関する研究 (田中究) | 681 |

| | |
|--|------|
| 3) 被虐待児の愛着・トラウマと感覚統合障害との関連性に関する研究（星野崇啓） | 735 |
| 6. 分離ケアに関する研究 | |
| 1) 要保護児童の一時保護に関する研究（安部計彦） | 749 |
| ・児童相談所及び一時保護所の現状と課題（安部計彦） | 759 |
| ・委託一時保護の活用と課題（松崎佳子） | 775 |
| ・児童相談所一時保護所における学習のガイドライン（圓入智仁） | 785 |
| ・一時保護所における対応困難場面についての対応に関する研究（井出智博） | 803 |
| ・一時保護所で生活している子どもたちの声（山屋春恵） | 829 |
| ・児童相談所一時保護所の心理職のかかわりに関する調査（2）（大島剛） | 853 |
| ・一時保護及び虐待相談減少の可能性（安部計彦） | 889 |
| 2) 虐待を受けた子どもと親への支援・治療に関する研究（小野善郎） | 977 |
| 3) 施設内虐待の予防と介入及び子どものケアに関する研究（加賀美尤祥） | 989 |
| 7. 非行・加害・問題行動に関する研究 | |
| 1) 発達障害・被虐待体験・非行（加害行為）の関係に関する研究（2）（田中康雄） | 993 |
| 2) 児童自立支援施設におけるアセスメントとケア（富田拓） | 1009 |

児童虐待等の子どもの被害、及び

子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究

主任研究者 奥山真紀子 国立成育医療センター

研究要旨

【目的】発達途上にある子どもが健全に育つためには、虐待などの被害から子どもを守り、問題行動に発展することを防ぐための切れ目のないケアが求められている。しかしながら、これまでそれぞれのケアとそれを支えるべき構造に関するエビデンスのある研究は少なかった。そこで、本研究は「切れ目のないケア」のために、これまでの弱点を補い、エビデンスを示し、総合的なケアの全体像を示すことを目的とした。

【結果】本年度は昨年度の基礎研究を基に各分担研究班において、研究がなされた。＜基礎構造＞トレーニングに関しては、22 児童相談所の児童福祉司 376 人および 44 児童福祉施設ケアワーカー 284 人への質問紙調査と関連分野のトレーニングシステムに関する研究を行い、昨年の結果と合わせて、トレーニングシステムの提言を行った。医療データベースに関しては、発見者情報、医学情報、看護情報、ソーシャルワーク情報からなるデータベースの一次案が構築され、160 例の入力が行われた。これらのデータベースを利用して、虐待頭部外傷の診断基準が策定された。＜予防＞早期乳児の親子講習会に関する長期効果が示され、妊娠期の両親教室のガイドラインが作成された。また、妊娠期からの SBS 予防プログラムが作成されて実際に 188 家族に行われ、効果があると考えられた。育児支援家庭訪問事業を行っている 288 自治体に質問し調査を行い、効果的に推進するためのポイントを明らかにした。＜在宅支援＞要保護児童対策地域協議会がうまく運営されているところの聞き取り調査より、児童相談所と地域の連携のあり方を類型別に提示した。アセスメント指標の長期フォローにより、連携が社会資源の利用促進に役立っていることが示された。児童虐待の防止等に関する法律および児童福祉法を詳細に検討して家族支援の各機関の役割に対する考え方を整理した。4 か所の児童相談所の詳細調査および全国 197 児童相談所福祉士 985 人への調査（回答は 540）から、家族支援プログラムはほとんどの所で存在するが、再統合支援に焦点が当たっており、在宅支援つまり家族維持に対する支援は地域を介して行うという形であった。40 年前より家族維持に対する法律があるアメリカの状況を検討し、在宅支援・家族維持に関しては、予算をつぎ込む必要性と民間団体の活用を大幅に推進することが必要であることが明らかとなった。地域保健機関用ガイドラインが作成され、それを基本とする研修が行われ、非常に好評であった。他の機関との統合ガイドラインが望まれていた。医療機関に関しては、オレゴン州での取り組みの分析と日本での各地域での医師と関連職種への調査から、院内システムを持つ中核病院をセンターとした医療システムの構築が必要であることがほとんどの研究者から提出され、それが共通の認識であることが明らかになった。在宅支援で重要な連携のためのコミュニケーションのあり方の研究が開始された。＜特殊な虐待＞医療センターを受診した

575名の虐待を受けた子どもの中の67名の女子と30名の男子の性的虐待被害児の特徴として、男子では性器への暴力という被害が一定数あり、加害者は女性も男性もあり、被害を受けた子どもが性加害に至る危険が高いことが明らかになった。また、施設内子ども間性被害に対して、職員への教育とコンサルテーションおよび子ども達へのケアキットプログラムの施行で子ども間性被害は劇的に減少した。合わせて、性被害に対する大学生の意識調査の結果が加害被害の文脈で分析され、一般小児科医などへの性虐待の初期対応のあり方が示された。また、面接に関しては、最近3年間に日本で実際に行った司法面接15例を分析し、海外に比べて開示率が低いことなどが示された。また、他の特殊な虐待に関しては、昨年、医療における特殊な虐待の実態を明らかにしたが、今年度はそれを受ける児童相談所の側(86児相が回答)から、医療からの通告例に関する検討を行い、連携の問題点を明らかにした。<治療>愛着に焦点を当てた治療に関してはその評価方法の妥当性が証明され、介入前の評価が行われ、乳児院及び養護施設での介入プログラムが作成された。虐待を受けた幼児期の子ども12人にチェックリスト調査とJMAPの施行を行い、固有覚を中心とした感覚運動障害を持った子どもが多いことが明らかになり、愛着やトラウマとの問題との関連も示唆されたが、人数が少なく、統計的には明らかにならなかった。トラウマに焦点を当てた治療としては、集団精神療法のプログラムが開発された。また、施設における心理療法の効果に対する調査が施行された。<分離ケア>一時保護件数は昨年度と比較しても増加しており、一時保護所の状況の悪化が見られる。委託一時保護の増加も目立つ。57か所の一時保護所に入所中の子ども436票へ調査からは安心して楽しめる割合は多い者の、イライラするという答えも多かった。これまでの調査結果をもとに、ガイドラインを作成した。その後の分離ケアとしての施設入所に関して、昨年度提示したモデルに対してのタイムフレームを提案するため、分離ケースへのケアと再統合の時期を調査し、42.2%が2年以内に再統合されており、そこまでに再統合がないケースは長期の分離になる傾向が見られた。また、措置後13カ月以降はケアの量が低下しており、分離後1年から2年の間に家族と子どもの評価をして、パーマネンシープランを立てるのが妥当と考えられた。施設内虐待に関する研究では、今年度は施設内性的虐待の発覚が相次ぎ、性的虐待があった施設に聞き取り調査を行い、性化行動に近い行動への理解の問題が指摘されたため、子どもの性への職員の意識調査に関する質問紙を作成して、予備調査を行った。<加害や非行>司法、臨床、施設の現場で発達障害と不適切な養育の結果、加害に至った症例を検討して、その分析から、保障因子の問題の大きさが明らかになった。また、児童自立支援施設のケアに関しては、58施設580名の分析から「生活ものさし」と名づけた指標を作成した。

【考察】 予防・ケアのエビデンスを求めるための研究が行われ、多くの成果が得られた。基礎としてはデータベースの構築がなされその有用性が示され、トレーニングのあり方が提言された。妊娠期からの虐待予防に関しては、幾つかのプログラムやガイドラインがエビデンスをもって示され、在宅支援のそれぞれの場における提言やガイドラインがまとめられた。これを元に、予防から在宅支援までの総合的なガイドラインを作ることが求められている。特殊な虐待に関しては実態が示され、施設介入の効果のエビデンスも示された。分離ケアに関してはその構造とタイムフレームが根拠をもって示された。治療に関してはプログラムができ、効果判定まで行われる。その有効性から、適応を明らかにすることで、総合的な治療提言を行う必要がある。行動の問題に関してはそのメカニズムやケアが明らかになっているので、今後はそれを防ぐ方法の提言を行う必要がある。

分担研究者

青木豊（相州メンタルクリニック中町診療所）
安部計彦（西南学院大学人間科学部）
泉真由子（お茶の水大学文教育学部）
小野善郎（和歌山県子ども・障害者相談センター）
加賀美尤祥（山梨県立大学人間福祉学部）
加藤曜子（流通科学大学）
佐藤拓代（東大阪市保健所）
杉山登志郎（あいち小児保健医療総合センター）
田中究（神戸大学大学院医学系研究科）
田中康雄（北海道大学大学院教育学研究科）

富田拓（国立武蔵野学院）
中板育美（国立保健医療科学院）
西澤哲（大阪大学大学院人間科学研究科）
萩原總一郎（四天王寺国際仏教大学人文社会学部）
星野崇啓（埼玉県立小児医療センター）
前橋信和（関西学院大学社会学部）
松田博雄（淑徳大学総合福祉学部）
宮本信也（筑波大学大学院人間総合科学研究科）
柳川敏彦（和歌山県立医科大学保健看護学部）
渡辺好恵（さいたま市保健所）

A. 研究の背景と目的

平成16年度の児童虐待防止法と児童福祉法の改正により、子ども虐待の一次的対応は地域市町村となり、虐待家族に対しては、地域の実情に応じた迅速な対応やきめ細かい対応が求められ、児童相談所は重篤な虐待に対する専門的対応に専念できるように配慮された。また、同時に虐待を受けた子どもが行動の問題にいたる危険性、世代間伝達の問題等もあり、それを予防するためにも、子どもの発達に応じた「切れ目のないケア」が必要であることが提言されている。しかしながら地域にも児童相談所にも戸惑いがあり、「切れ目のないケア」に関しての成果が十分に上がっているとは言にくい状況にある。

特に、虐待通告の80%が在宅支援となっており、地域が窓口になることで更に在宅支援は増加していくにもかかわらず、在宅支援分離支援に関する方法論が非常に少ない。

死亡例の4割が乳児期であるにもかかわらず、それを防ぐ効果が立証された予防法が殆んどない。

分離ケアに関しては、分離の方法までは方法が蓄積されているが、一時保護所の問題が検討されたことが少ない。また、再統合が叫

ばれているが、しっかりとした考え方がないままに引き取らせての悲劇も多く発生している。施設内虐待も後を絶たない。これらの問題に対して、分離ケアのあり方の中で検討されることが求められている。

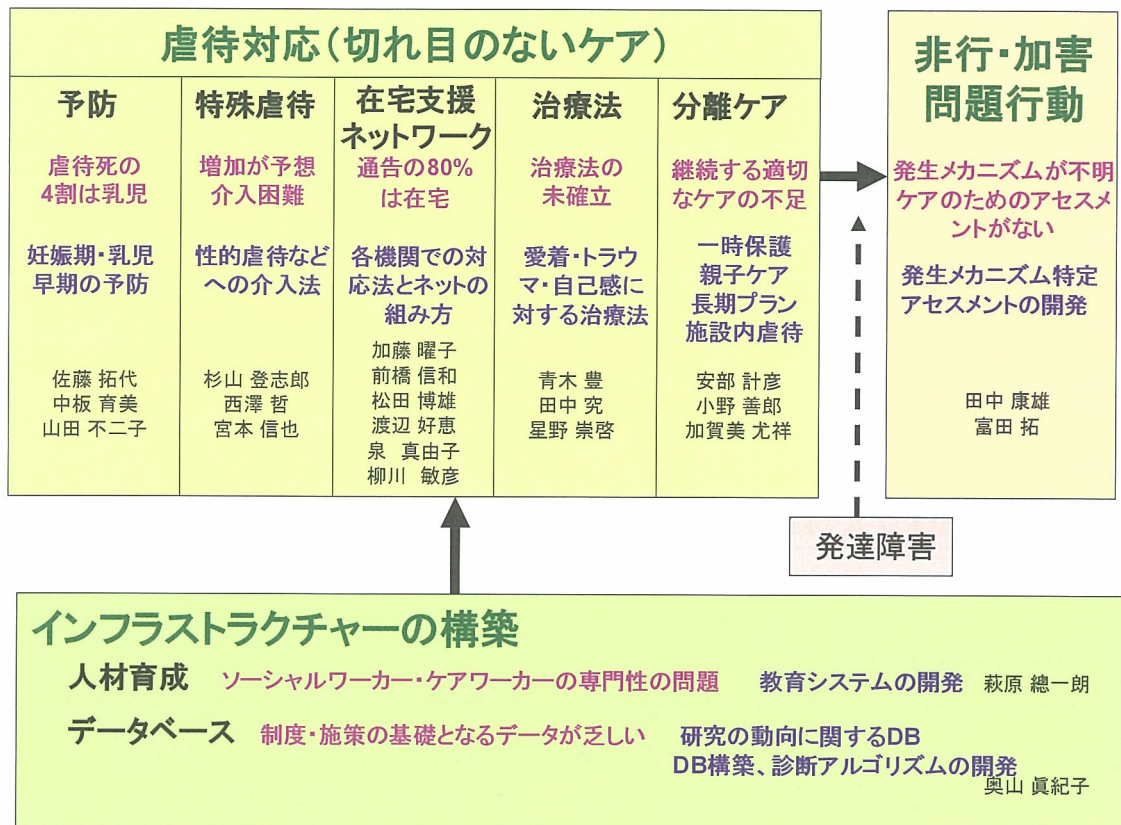
治療に関しても、様々な治療が試みられているが、そのエビデンスは少ない。

更に、今後増加すると考えられる性的虐待など特殊な虐待の実態を明らかにしてその対応方法を明確にすることが求められている。

そして、現在大きな問題になっている非行や加害などの問題行動に関して、発達障害と虐待がどのようなメカニズムで関わっているかを明らかにして、更に、そのような子ども達のケアのあり方を明確にすることが求められている。

最後に、それら全てを支える人材の育成及び研究のベースを作ることが急務である。

これらの状況を受けて、本研究は「切れ目のない」ケアのために、総合的なケアのあり方を明らかにし、根拠のある提言やガイドライン等の成果物を出し、それを実際に普及させることを目的として研究が行われた。



B. 研究班の構成

研究班の構成に関しては、上記の表のように虐待に対する切れ目のないケアを考え、予防・今後増加すると考えられる特殊な虐待とその対応方法、地域と児童相談所が協働して行う在宅支援の方法の確立に関する研究、虐待を受けた子どもの精神的問題の治療法に関する研究、および分離ケアの研究についてのグループを形成し、その治療と発達障害との関連で非行や加害問題行動がおきるメカニズムとそれらの子どもたちへのアセスメントと対応、に関するグループおよびそれらの研究や実践を支えるインフラストラクチャーに関する研究グループを構成した。なお、図の中で黒字は表題、赤紫はこれまでに明らかになっている状況、青は研究の内容である。

研究班全体としても、それぞれのチームの中でもコミュニケーションがはかれるように

配慮した。特に在宅ケアに関しては、チーム内の検討会を数回行った。それぞれの研究課題は以下の通りである。

1. 虐待対応の基礎構造に関する研究
 - 1) 子ども虐待に対応するソーシャルワーカーおよびケアワーカーのトレーニングに関する研究（萩原總一郎）
 - 2) 子どもを被害から守り問題行動を予防する総合的視点に関する研究：医療におけるデータベース構築に関する研究（奥山真紀子）
2. 虐待予防に関する研究
 - 1) 妊娠期からの虐待予防に関する研究（佐藤拓代）
 - 2) 児童虐待の発生予防を目的とした養育支援を必要とする家庭に対する支援のあり方に

関する研究（中板育美）

3) 乳児揺さぶられ症候群の予防に関する研究（山田不二子）

3. 在宅支援ネットワークに関する研究

1) 市町村および民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究（加藤曜子）

2) 児童相談所を中心となった虐待の在宅支援に関する研究（前橋信和）

3) 虐待に対する医療機関と他機関との連携（Multidisciplinary Team）に関する研究（松田博雄）

4) 地域が中心となった虐待の在宅支援に関する研究（渡辺好恵）

5) 医療機関の虐待対応の向上に関する研究（柳川敏彦）

6) 虐待対応におけるリスクコミュニケーションに関する研究（泉真由子）

4. 特殊な虐待に関する研究

1) 性的虐待を受けた子どものケア・治療に関する研究および性被害体験と加害行為に関する研究（杉山登志郎）

2) 被害を受けた子ども及び加害をした子どもの面接のあり方に関する研究（西澤哲）

3) 特別な知識・技術・配慮が必要な虐待に関する研究（宮本信也）

5. 治療法に関する研究

1) 虐待を受けた子どもの愛着障害とその治療に関する研究（青木）

2) 虐待を受けた子どものトラウマとその治

療に関する研究（田中究）

3) 虐待を受けた子どもの感覚運動障害および自己感の障害とその治療に関する研究（星野）

6. 分離ケアに関する研究

1) 要保護児童の一時保護のあり方に関する研究（安部）

2) 虐待を受けた子どもと親への支援・治療の評価に関する研究（小野）

3) 施設内虐待の予防と介入及び子どものケアに関する研究（加賀美）

7. 非行・加害・問題行動に関する研究

1) 発達障害・被虐待体験・非行（加害行為）の関係に関する研究（田中康雄）

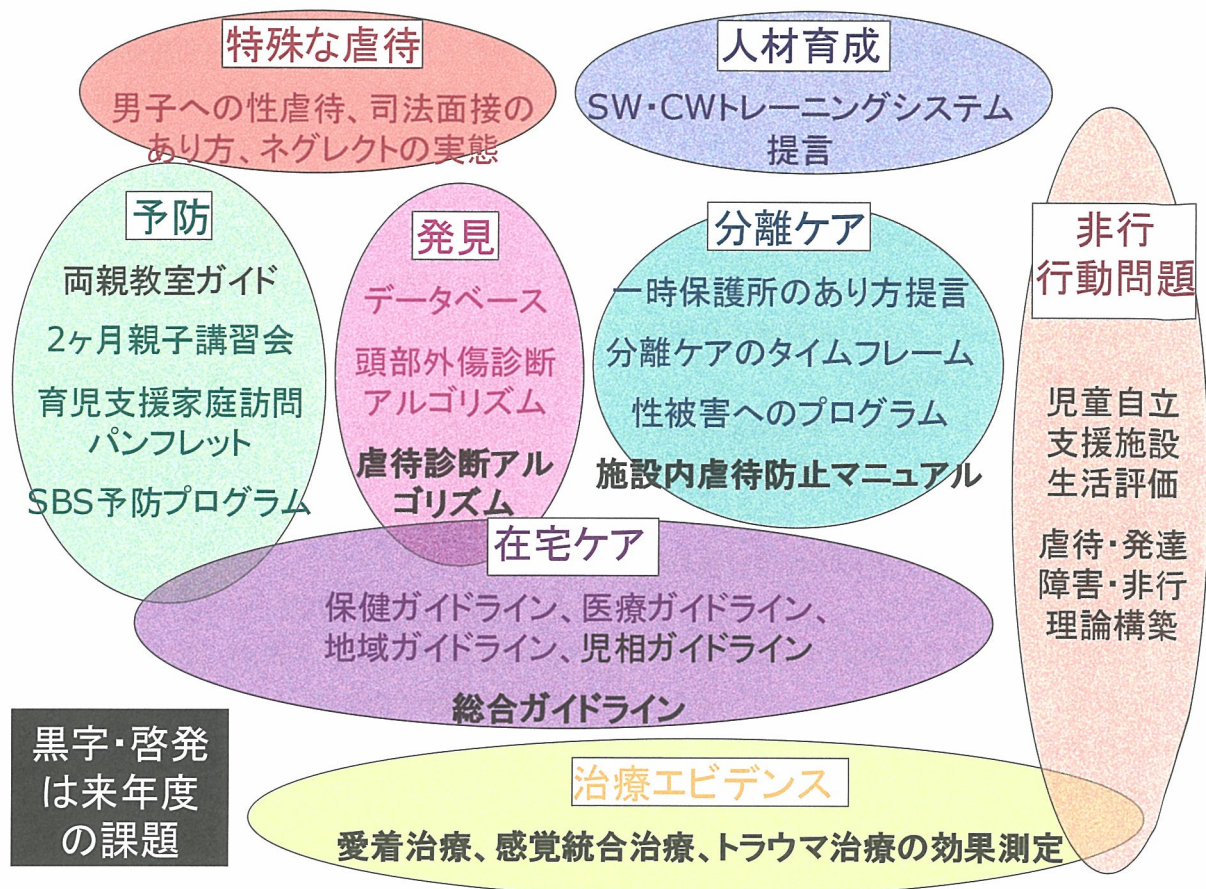
2) 子どもを被害から守り問題行動を予防する総合的視点に関する研究（富田）

（倫理面への配慮）

それぞれの研究者が、研究の内容に応じて、倫理委員会や情報の二次利用委員会の承認を得ている。

C. 方法と結果

個々の研究に関する本年度の成果のまとめを簡単に記す。詳しくは各分担研究を参照して欲しい。下図は今年度の成果および来年度の課題である。



1. 虐待対応の基礎構造に関する研究

1) 子ども虐待に対応するソーシャルワーカーおよびケアワーカーのトレーニング (萩原)

(1) ソーシャルワーカーのトレーニング

【目的】

効果的な人材育成を図るために、OJT(on the job training)・SV(supervision)・研修を統合したトレーニングプログラムの作成とトレーニングのあり方を検討する。

- ・OJT実践例の集積(OJTの導入・普及)
- ・経験年数別研修モデルプログラムの作成(研修の体系化)
- ・スーパーバイザー養成研修モデルプログラムの作成(スーパーバイザーの養成)
- ・トレーニングのあり方の検討(提言)

【方法】

(1) 近畿地区 22 児童相談所(堺市の児童相談所を除く)の児童福祉司 376 人(厚生労働省

調べ)に対して平成17年度に受けたトレーニングおよび行ったトレーニングに関してアンケート調査を実施した。

(2) 大阪府・市・堺市所管の児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設(44施設)の2年目及び5～7年目の児童指導員、保育士284人(予備調査による)に対するトレーニングに関するアンケート調査を行った。

(3) 施設現場で新任職員に対して具体的にどのような指導・訓練が行われているのかを把握するため、堺市所管の4児童養護施設で(各施設で新任職員3人、計12名)OJTに関する調査を実施した。

(4) 裁判所職員総合研修所、子どもの虹情報研修センターなど人材養成機関等8施設を訪問し、人材育成のための研修等トレーニングの実情を把握した。

【結果】

(1) 近畿ブロックの児童相談所 22 箇所の児童福祉司の約半数の経験年数は 3 年未満であり、10 年以上は 15.2%に過ぎず、経験年数の浅さが目立った。それを補うトレーニングに対する検討からは以下の結果が明らかとなった。児童福祉司の調査の回収率は 56.4%であった。平成 17 年度、回答者 175 名が受けていた研修は所内研修平均 5.41 回、書外研修平均 3.14 回であった。受講して役立っている研修は所内研修が多かった。OJT を受けたものは 39.2%であり、受けた福祉司の 92.6%が「大いに役立った」もしくは「役立った」と回答していた。指導を行った回答者は 33 名(18.9%)で、「大いに有効」もしくは「有効」との回答は 94.0%であった。個別 SV を受けたものは 48.1%おり、月 4 回以上が 65.7%であった。受けた職員の 95.9%は「大いに役立っている」もしくは「役立っている」と回答していた。指導者 30 名の回答では、「大いに有効」もしくは「有効」が 93.3%であった。集団 SV に関しても受けた福祉司の 94.8%は「大いに役立った」もしくは「役立った」と答えていたが、指導者の側からは、「大いに有効」もしくは「有効」と答えたのは 83.3%と個別 SV に比べてやや低い結果となった。自由記載からもケースを扱う重要性が示された。

(2) 施設調査の対象は 2 年目以上の職員であったが、2 年目が 44.3%と非常に多く、経験の浅さが示された。回収率は 75.4%であった。新任研修に関する問いには、76.2%が研修を受けたと答えていたが、不特定多数の先輩からの研修を受けたと答えた保育士が 47.7%で最も多かった。施設外の研修に関しては一人平均 1.8 回、参加日数は 1.7 日であった。児童福祉司に比べてかなり少ない傾向があった。スーパーバイザーの配置は 53.3%であったが、スーパーバイザーがいると認識されている場合には「大いに役立っている」もしくは「役立っている」が 96.7%に上っていた。望まれている

のは施設内での身近なトレーニングであった。

(3) 人材養成期間等への訪問調査からは、家庭裁判所調査官の養成課程が最も充実しており、前期合同研修(約 3 ヶ月)、配属された家庭裁判所での研修(約 13 ヶ月)、後期合同研修(約 7 ヶ月)と 2 年間の専門家としての研修が義務付けられている。社会の中で司法という専門性に比べて、福祉の専門性についての認識が低い結果であろう。

【結論】

児童相談所福祉司のトレーニングは OJT と SV と研修の 3 方向から考えるべきである。ケアワーカーの研修は施設内研修が多く望まれていた。今回の結果のトレーニング内容に関する検討を含めて、経験年数別研修プログラムを作成して提示した。

2) 総合的視点に関する研究(奥山)

医療におけるデータベース構築に関する研究

(1) データベース構築に関して

【方法】

子ども虐待防止委員会の元に SCAN (Suspected Child Abuse and Neglect) チームが存在する国立成育医療センターにおいて、データベースを構築した。昨年度 177 名に関して作成した後方視的データベースを参考にして、今後入力できるデータベースの第一次案を構築し、160 例を入力した。それを元に改変して最終版を作成し、システムの改変を行いつつある。

【結果】

データベースの構成は①SCAN 依頼者データベース、②医学情報データベース、③看護情報データベース、④ソーシャルワーク情報データベースからなる。

個人情報保護のためのシステムのあり方および運用の仕方が重要な課題となったが、病院全体のコンセンサスを得て、細心の注意をもって対応する体制を作った。

入力する情報を得るためのマニュアル作りと多施設共同で使用できるデータベースの完成が今後の課題である。

(2) データベースを利用した虐待頭部外傷診断基準の試み

【方法】

データベースより頭部外傷ケースを抽出し、成育医療センターで作成した推定 IHI (inflicted head injury) 診断基準の有効性を確認するために、その診断基準を当てはめて、SCAN チームの判断との整合性を検討した。

【結果】

データベースから抽出した頭部外傷 72 ケースで IHI 診断基準を満たしたものは 43%であった。SCAN チームと評価が一致しなかったのは 18 例あり、1 例は見逃し例であり、17 例は頭部所見からは虐待を強く推定するものではなかったが、きょうだいの虐待、親の精神疾患などのリスクファクターの強さから虐待を推定されていた。

これらのことから、診断基準は見逃しを少なくして、虐待を発見するツールとして有効に活用できるものと考えられた。

2. 虐待予防に関する研究

1) 妊娠期からの虐待予防に関する研究 (佐藤)

(1) 乳児期早期からの集団的支援のこころみ (2ヶ月親子講習会)

【方法】

東大阪市において、昨年度より引き続き、2ヶ月親子講習会を行い、効果の検討を行った。

【結果】

母子保健電話相談の増加、4ヶ月健診および1歳半健診の受信率増加などに見られるように、母子保健を利用しやすくなっていることが明らかとなった。要支援と考えられた家族の 35.4%は4ヶ月健診でも要フォローとなっていた。また、質的検討でも、参加者群の中にもリスクの高いネグレクトケースがあり、

保育園入所で危険回避が行われ、不参加個別訪問群の中にも他者とのかわり方が困難な母親のケースで、リスクの非常に高いケースがあり、育児支援家庭訪問事業等で危険を回避した。

【結論】

2ヶ月親子講習会は保健機関に相談しやすくなるという利点が明らかになり、また、講習会参加群および不参加個別訪問群のいずれにも非常にリスクの高いケースがあり、虐待死の予防に役に立つと考えられた。

(2) 子ども虐待予防のための両(母)親教室運営ガイドの作成

【方法】

虐待予防の視点でのプログラムがある栃木市、横浜市、千葉市、泉大津市と、35歳からの母親教室、働くママの母親教室など5種類の教室を実施している茅ヶ崎市、複数の市町で病院と共催で実施している増毛町に対して視察調査を行った。これらをもとに、出生数が少ない市町村でも集団支援の場を設ける工夫や、虐待予防のための中核となるプログラムとして「愛着の形成」「夫婦の絆と役割」「赤ちゃんの脳・こころの育ちを知る」「子育てのイメージ・困ったときの対処」「産後のメンタルヘルス」「仲間づくりの促進」「保健サービスの情報提供」、また時間に余裕があるときの「母乳」「主体的なお産」「妊婦のからだ」などのプログラムをまとめた「子ども虐待予防のための市町村保健センター両(母)親教室運営ガイド」を作成した。

【結果】

ガイドの目次は以下の通り

1. 虐待予防と両(母)親教室
2. 地域の状況把握と開催方法の検討
3. 虐待予防のための必須プログラム：(1) 赤ちゃんの脳・こころの育ちを知る、(2) 夫婦の絆の重要性、(3) 愛着形成を促進する、(4) 私が生きているということ、(5)

子育てのイメージ、困ったときの対処方法、
(6)産後のメンタルヘルス、(7)仲間づくりを促進する、(8)保健サービス、保健師の認識の促進

4. オプションプログラム：(1)主体的なお産、お産の施設、(2)母乳、(3)栄養、食生活、(4)生活習慣、禁煙、(5)歯科保健、(6)妊娠中の身体の変化

5. プログラムの提供方法

6. 両(母)親教室の例

2) 児童虐待の発生予防を目的とした養育支援を必要とする家庭に対する支援のあり方に関する研究(中板)

(1)「育児支援家庭訪問事業」の効果的実施への提案

【方法】

事業を実施している町村以外の288自治体に平成18年10月にアンケート調査を行った。調査内容は以下の通り

- ・基本属性
- ・育児支援家庭訪問事業の住民への周知方法
- ・訪問支援者の公募方法・公募者の条件
- ・訪問支援者への研修の有無・内容
- ・支援決定のプロセス
- ・17年度実績
- ・本事業で効果のあると思われた事例
- ・本事業で効果が現れにくいと思われる事例
- ・本事業の課題

【結果】

回収率68%。育児支援家庭訪問事業を効果的に推進するためには、中核機関の役割として①対象事例のコーディネート機能、②支援者の質の担保と精神的サポート、③他事業との連動などマネジメント機能が重要になること、また対象事例は、「軽度から中等度の育児不安」「産後うつ」の「カウンセリング対応」や「家事援助」、若年出産等の「親性育成」などに早期に集中して介入する本事業の効果が期待でき、一方、「親の精神疾患」等

への対応は、「見守る」場合の活用で、本事業での効果が見えにくい可能性が示唆された。

(2)親支援グループミーティング

【方法】

昨年度の研究からの継続で「研修プログラム」を全国保健師長会との共催で3年計画で全8ブロックの展開を行った。

【結果】今年度は東北(仙台)、関東(千葉市)で開催。来年度は関東(さいたま市)、関西(大阪)、甲信越(長野)での開催が決定した。なお埼玉県、千葉市では18年度、19年度の県、市としての事業化が決定した。

3) 乳児揺さぶられ症候群の予防に関する研究

【方法】

前年度に翻訳を行った予防プログラムの中からMark Diasの病院プログラムを日本用に改編し、神奈川県伊勢原市内の2病院においてSBS予防プログラム「赤ちゃんが泣きやまない時の対処法学習プログラム～乳幼児揺さぶられ症候群の正しい理解のために～」を試験的に実施した。

【結果】

対象家族数245のうち受講家族数は188でプログラム受講率は77%であった。実施されたプログラムのうち母親が受講した率は98%で、父親の受講率は46%だった。また、受講者総数286人のうちSBSについて知っていた人は186人で、周知率は65%だった。さらに、この予防プログラムの有用性についてアンケートしたところ、「役に立った」「まあまあ役に立った」を合わせると、99%の受講者が予防プログラムの有用性を認めた。

3. 在宅支援ネットワークに関する研究

1) 市町村および民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究(加藤)

(1) 市町村における虐待対応ネットワーク

(要保護児童対策地域協議会) 実態と課題

【方法】

昨年度中に、要保護児童対策地域協議会を立ち上げていた170市町村への調査票による調査を行った中で、うまく運営されていると答えていた市町村の中で12ヶ所に聞き取り調査を行った。

【結果】

児童相談所と市町村の関係については、昨年の報告同様、①児童相談所が主導する型 ②市町村が中心となる型 ③児童相談所と地域が協働する3タイプに分かれたが、今年度はその内容から、①は扱う虐待件数が少なく、人的資源も少ない市町村であり、②は都道府県の方針で児童相談所と市町村の役割が明確になされていた。また③はやや役割があいまいなケースもあった。

情報収集に関しては、2ヶ月に一度の連絡調整会議で情報収集がなされていたが、家族の転居、時間外の情報収集の困難さなどが課題となっていた。

アセスメントに関しては指標を利用していないところが多かった。アセスメントに関しては児童相談所への依存が高かった。

要保護児童対策地域協議会の事務局(調整機関)に関してはマンパワーのみではなく、ノウハウが課題となっていた。個別検討会議ではアセスメントシートの問題、スーパーバイザーの不在、支援の評価の困難さ、ケース増加に伴う問題等が上がっていた。実務者会議は月一回全ケースが上がっていた。月一回では足りないと言う意見もあった。代表者会議は概ね年一回であった。スーパーバイズに関しては精神科領域の問題に関して専門家不足が指摘されていた。研修に関しては移動の問題が大きな影響を与えていた。民間団体に対しては地域を知っているという点での期待が上げられていた。

(2) 市町村担当虐待事例と援助の実態理解分

析

【方法】

6地域において平成17年6-11月に受理してケース会議を行った初回事例のアセスメント指標シートと第2回目に収集した同一事例を対象とした平成18年度のアセスメント指標シート29例分を分析した。虐待の程度は重度13.8%、中等度17.2%、軽度69.0%で、ネグレクトが62.1%と多い傾向にあった。2回のアセスメント指標から、多くは問題が落ち着いてきていたが、悪化していたケースもあった。社会資源の利用は進んでいた。これらの結果、連携は社会資源の利用を促進し、効果があると考えられた。

2) 児童相談所を中心となった虐待の在宅支援に関する研究(前橋)

【方法】

①児童虐待の防止等に関する法律および児童福祉法の改正後の在宅支援に関して、研究者での検討を重ねて、制度の理解および考え方の整理を行った。

②4児相へ詳細な聞き取りを行った。

③アメリカの在宅支援の状況に関する情報収集を行った。

④全国の197ヶ所児童相談所の児童福祉司5名ずつに在宅支援に関する質問紙調査を行った。

【結果】

①制度に関する整理を行った。その結果、今後、市町村が支援の主体となることは明らかであった。しかしながら、在宅支援は死亡などの重大な結果を招くこともある。分離支援に関して、在宅支援に対する指針が明確ではなく、親の任意という傾向が強い。親を援助に参加させる技術やノウハウの蓄積が必要と考えられた。

②聞き取りをした全ての児相で虐待家族への支援プログラムを有していたが、対象家族数には15-570件と大きな開きがあった。

また、対象としているのは再統合を目的とした家族支援が多く、在宅支援に関してはあっても最近の取り組みであった。その背景として、通告件数の急激な増加、職員の不足、ノウハウのなさ、初期対応、分離ケースに多くのエネルギーが費やされることが考えられた。

③アメリカでは家族維持・家族再統合のための在宅支援に関する連邦法が約40年前に成立し、それ以来、連邦・州・地域レベルでの法律や体制のもとに、莫大な補助金をもって要保護児童とその家族を対象とする在宅支援が実施されている。

アメリカの実態を参考にしながら、今後の日本における要保護児童と家族への在宅支援の方向性を検討するにあたり、優秀な民間組織への委託事業をさらに進めていくこととこの種のサービス提供に関する体制再構築と並行して、政府が児童保護関連の予算を劇的に増額し、人材養成・関連専門職増員・関連職員の環境改善に即とりかかるべきである。

④支所を含む全国児童相談所197ヶ所に5通ずつ質問紙を送付(985通)、回答は540通の回答があった。回収率は、54.8%、うち有効回答数は528通であった。

児童相談所が重要と考え行っている「家族維持」の援助は、市町村をはじめとした関係機関を通して間接的に介入する援助の形であり、アメリカのFamily Preservationの考え方とは違い具体的援助を含んだ包括的な援助ではないと言える。しかしながら、それが日本版の家族維持を目的とした援助のあり方ととらえるならば、家族が持つべき家族要素と援助との対応、および市町村と児童相談所の役割のそれぞれが包括的に家族のニーズを満たしているものかどうか確認できる枠組みを考える必要がある。

3) 虐待に対する医療機関と他機関との連携(Multidisciplinary Team)に関する研究(松

田)

【方法】

杏林大学虐待防止委員会、三鷹市要保護児童対策地域協議会にインタビュー調査をし、アメリカのオレゴン州で行われているMDTの機能を日本の場合にどのような形で実現するのが望ましいかに関して検討した。

【結果】

日本においては基幹病院を設定して、周産期センターの方式で全国に設置し、そこで、MDTを作って、子ども虐待評価センターの機能を担うことが必要であると考えられた。

4) 地域が中心となった虐待の在宅支援に関する研究(渡辺)

【方法】

①昨年までの検討を元に地域保健分野で利用できるガイドラインを作成した。

②そのガイドラインを元に研修を行った。

【結果】

①「市区町村保健分野での子ども虐待在宅支援のてびき」

第1章市区町村保健師が子ども虐待在宅養育支援を行うために・・・

1. 保健師が行う子ども虐待の在宅養育支援
2. 子ども虐待在宅養育支援養育対応での保健師の心構え
3. 具体的に職場内でできる業務改善があるはず

第2章 保健分野における子ども虐待対応の考え方

1. 母子保健分野における保健師の役割
2. 虐待における予防的活動の意義
3. 虐待における保健師の役割
4. 継続的支援における保健師の役割と課題
5. 健康な生活を支援する役割

第3章 在宅養育支援の基本的な在宅養育支援の流れ

1. 受理 (intake)
2. 見立て (assessment)
3. 計画策定 (planning)
4. 介入 (intervention)
5. 追跡 (monitoring)
6. 評価 (evaluation)

第4章 危機管理体制の確認

1. 児童相談所との連携
2. 保健所との連携
3. 市区町村内他部署との連携
4. 他の市区町村との連携

第5章 各機関の特徴と連携のポイント

1. 保育・幼稚園等関係
2. 教育機関
3. 児童福祉等関係機関
4. 保健機関での専門相談

第6章 要保護児童対策地域協議会と在宅養育支援

1. 要保護児童対策地域協議会とは
2. 要保護児童対策地域協議会と在宅養育支援の関係

②研修の分析からは、研修が大いに役立ったと考える人は約80%で、役立ったを入れると殆んどの人がそう感じていた。今後、福祉・医療・教育との連携に関する統合ガイドラインが必要と考えられた。

5) 医療機関の虐待対応の向上に関する研究 (柳川)

【方法】

①和歌山、北九州、愛知において地域医療期間、医師会に焦点を当てて、医療機関でのシステムのあり方に関する検討を行った。和歌山では病診連携の効果と医師会のフォーカスグループインタビューを行った。北九州では、北九州市内の医療機関における小児科

標榜、内科小児科標榜、外科及び整形外科、脳外科、産婦人科標榜の施設を無作為に430施設抽出し、往復はがきによるアンケート調査を平成18年12月に行った。

愛知県では県下小児科医会の会員388名に対して質問紙法による調査を実施し、虐待事例について医療機関や地域との連携の現状と今後のあるべきシステムについて検討した。

②大阪においてメディカルソーシャルワーカー（以下、MSWと略す）、保健師などについての虐待対応の役割に焦点をあてた。

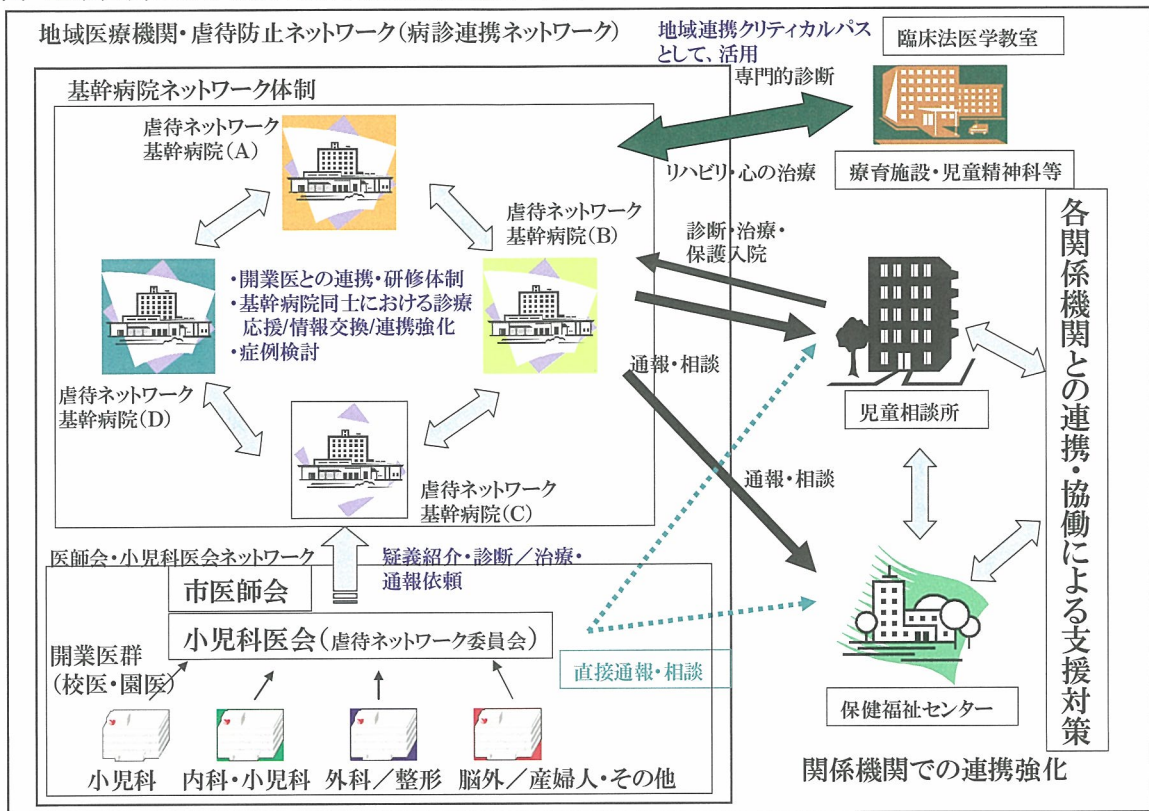
【結果】

①和歌山県の病診連携により安心感ができて、良い結果が得られたことが示された。FGインタビューにより、虐待防止ネットワークの設置時期によって、地域ニーズが異なることが明らかになるとともに、FGインタビューの実施そのものが、虐待認識の向上につながる効用もえられた。

北九州での調査結果から、病診連携を中心とした、医療機関同士での児童虐待発見・防止ネットワーク体制の構築が、医療機関における児童虐待問題に対する見識向上や、診断治療に関わる医療機関の重要性などにおいて、他の関係機関への啓発やより相談しやすい窓口になること論じた。アンケート調査の結果をふまえ、地域基幹病院を中心とした「児童虐待防止医療機関ネットワーク体制」構築のモデル案を提示した（下図参照）。

小児科医会調査の結果から、日常診療や健康診断において、子育て支援の視点での親子への関わりが、虐待予防・早期発見・対応にとって重要であることが明らかとなった。

図 地域社会における児童虐待防止医療機関ネットワーク



6) 虐待対応におけるリスクコミュニケーションに関する研究 (泉)

【方法】

近年、児童虐待の対応における多職種間の連携の必要性が高まりつつある。そこで、子どもへの不適切な養育に関わる多職種の関係性についての国内外の先行研究の状況を文献調査により概観した。

【結果】

いずれも子どもに対する様々な不適切な行為について、職種間で認識や判断にズレが生じている事実が報告されてきた。しかしこれらの現象一同一事象における職種間の認識のズレを引き起こす原因について詳細な分析は十分に行われておらず、またそのような認識のズレが多職種間の連携に及ぼす影響についての検討はなされていないことが、文献調査を通して示唆された。

4. 特殊な虐待に関する研究

1) 性的虐待を受けた子どものケア・治療に関する研究および性被害体験と加害行為に関する研究 (杉山)

(1) 男児の性的虐待の臨床的特徴に関する研究

【方法】

あいち小児保健医療総合センターを受診した被虐待児を分析し、性的虐待と他の虐待との比較、男女の性的虐待の比較を行った。

【結果】

5年間に受診した児童は575名であり、性的虐待は97名であった。うち男児30名、女児67名であった。性的虐待全体の臨床的特徴としては、発達障害の併存が有意に少ないこと、一方解離性障害、PTSD、行為障害の併存は有意に高く、特に解離性障害は91%に認められた。またそれ以外の虐待の平均年齢8.3歳に対し、10.6歳と平均年齢が有意に高いことが

示された。男女の差を見ると、PTSDは有意に女児に多く、一方行為障害は男児が多い有意傾向が認められた。加虐は有意に男児に多く。これらの所見から、男児の性的被虐待児においては、行動化が伴いやすく、それも性化行動として出現する傾向が明らかとなった。

(2) 施設内の子ども間性被害に関する介入的研究

【方法】

子ども間性被害が多発していた児童養護施設に対して職員へのコンサルテーションと児童へのケアキットプログラムを施行し、その前後での子ども間性被害の変化を観察した。

【結果】

プログラム施行全の聞き取り調査では35人の入所児童のうち被害も加害もなかったのは2名のみで33名は何らかの関与があった。

職員への性的虐待に関する講義、心理教育、コンサルテーションを行い、児童へのケアキットプログラムを実施した後は性的加害・被害は殆んど消失した。

この結果、施設内子ども間性被害に対しては、職員への働きかけと共にケアキットプログラムの施行が有効であると考えられた。

(3) 望まない性的行為の経験率と、それに対する被害認識・男児／男性の受ける性被害についての『レイプ神話』に関する大学生意識調査

【方法】

以前に行った大学生男女に対する性行為への意識調査の結果分析を、被害加害の観点及びレイプ親和の観点から行った。

【結果】

回答したのは、男性120名、女性221名であった。性的行為に関して「望まない経験」があったかということに関し、「性被害調査」よりも高い経験率が報告された。また、その行為を望まないのに経験することが被害にあ

たと思うかどうかという認識を調べたところ、大多数の回答者が「被害にあたる」と答えていた。しかし、行為をする者とされる者の性別によって、どう認識が変わるかをみたところ、行為をされる側が女性の場合に比べて男性の方が、「被害にあたらぬ」との否定回答が全般的に高くなることがわかった。さらに、社会に流布する性被害／被害者に対する誤った偏見に、いわゆる「レイプ神話」に対する調査の結果、多くの人が「レイプ神話」に対して否定的な見解をもっていたものの、過半数の回答者が「暴力が伴わなければ男性は抵抗できるはず」と考えていること、また女性に比べ男性回答者の方がより「レイプ神話」に肯定的である傾向がみられた。

(4) 性的虐待の早期発見と初期対応：－ プライマリーで子どもに接する医師を対象に－

【方法】

研究協力者のこれまでの性的虐待に関するケースの分析を基にして、小児科医を始めとする子どもに最初に接する医師を対象とした対応の提言を行った。

【結果】

初期対応に関して重要な点としては、性的虐待に関する危険性評価、性的虐待に関する基本的な診察における知識、さらに通告と司法手続きに関わるときの配慮や他機関との連携が重要であることが明らかとなった。

2) 被害を受けた子ども及び加害をした子どもの面接のあり方に関する研究（西澤）

【方法】

日本で分担研究者らが2003年から2006年の3年間に筆者らのもとに、性的虐待を受けているのではないかとの疑いを持たれて、主として司法に関与することを目的に聞き取り面接の依頼のあった15事例を対象とし、その対象の属性や面接の内容の分析を行った。

【結果】

米国で実施されている司法面接の技術が、わが国の子どもに対してもある程度適用可能であることが明らかとなった。また、子どもの開示の信憑性を判断する上で、司法面接の基準が適用可能であることも示された。

一方で、米国に比して、面接における子どもの開示率がやや低い可能性も示唆された。その背景には、言語化に対する日米の文化差が存在する可能性もあり、今後の検討が必要であると考えられた。

さらに、子どもの開示に対する周囲の反応による影響や刑事裁判に関連した問題など、子どもの聞き取り面接にかかわる問題点が指摘された。

今後、性的虐待として表面化する事例は増加していくと考えられる。これらの事例に適切な対応を行ううえで、子どもからの聞き取り面接のあり方や子どもの開示の信憑性の判断は非常に重要な意味を持っていると考えられ、今後のさらなる検討が必要であると言えよう。

3) 特別な知識・技術・配慮が必要な虐待に関する研究(宮本)

【方法】

昨年度は医療的な評価が特に必要とされる子ども虐待のタイプとして、Shaken Baby Syndrome (SBS)、ネグレクト、性的虐待、子どもを代理としたミュンヒハウゼン症候群の4つを取り上げ、それぞれのわが国における診療状況を明らかにした。今年度はそれに対して、医療機関から児童相談所へ通告された事例(以下、通告例)の実態について全国の児童相談所191カ所に、質問紙による調査を行った。

【結果】

86児童相談所(回収率45%)から回答を得た。平成18年4月1日より平成19年1月31日までの10ヶ月間で、通告例を経験していたのは72児童相談所で、通告件数は464件であ

った。通告例の約70%が6歳以下であり、身体的虐待・ネグレクトが8割を占めていた。通告元病院は身体科からがほとんどであったが、精神科からの通告が10%見られていた。受理後、20%が虐待なしと判断されていた。一時保護になった事例の1/3は医療機関への保護委託となっていた。児童相談所側が感じている問題点として、通告後の医療機関の協力姿勢の乏しさがあげられていた。その背景として、対応方法に関する医療側の知識・経験の不足、及び、児童相談所側からの現時点では医療側にとっては負担の大きいと思われる要望があると思われた。

これらより、通告後に被虐待児に対して医療ができること、特に、一時保護委託についての啓発を医療側に行うこと、及び、精神科に対する児童虐待の啓発を行うことにより、医療機関からの通告状況とその後の対応状況を改善することができると思われた。また、児童相談所・医療機関、相互が、お互いが相手に期待している事柄をすりあわせ、実行可能なものと現時点では困難なものを整理しておくことで、双方の連携が現実的で有効なものとなると思われた。そして、そうした現実的で有効な連携体制のためには、日常的に連絡を取り合う体制を構築することが有用と思われた。

5. 治療法に関する研究

1) 虐待を受けた子どもの愛着障害とその治療に関する研究(青木)

【方法】被虐待乳幼児に対する愛着に方向付けられた治療について効果を検証するために、以下の研究を行った。

①複数の乳児院および児童養護施設(合計9施設)において通常養育下の乳幼児の心理・社会的発達の調査を目的に、2006年5月1日時点で同施設に入所していた月齢10ヶ月から50ヶ月の全ての児童85例(被虐待児約40例、非虐待児約45例)に対して、愛着行動

チェックリスト (ABCL)、愛着障害チェックリスト (ADCL)、子どもの行動チェックリスト 1.5-5 歳用 (CBCL)、「子どもの行動チェックリスト」(平成 15 年度厚生労働省科学研究、奥山班)などの検査を行った。この際昨年度作成した愛着行動チェックリスト ABCL も用い、同チェックリストの信頼性・妥当性を準備的に調査した。

②愛着に方向付けられた治療・養育プログラム案(愛着プログラム)を作成し、6ヶ月間3つの施設で試行して、愛着プログラムを完成させる。

【結果】

①ABCL の信頼性・妥当性に準備的に貢献できるデータが得られた。すなわち、ABCL は因子分析により「心の理解」「非安全の愛着」「安全基地」の3因子が抽出され、内的整合性が確認された。またこれらの因子と CBCL と OCBCL の相関分析を行うことにより、「ABCL 非安全」と「CBCL 内向」、「CBCL 外向」、「OCBCL 愛着」、「OCBCL 感覚・行動・調節」において、有意な陽性の相関が見出せた。更には「ABCL 安全基地」は、虐待あり群の方が虐待なし群よりも得点が低かったなどの結果である。2007 年 3 月に同施設で同じ調査を行い、更に ABCL などの信頼性・妥当性を検討する予定である。

②本年度「愛着プログラム(案)」を、米国の代表的施設での実践などを参考に作成し、2006 年 9 月から 3 施設で試行が始まり 2007 年 2 月 26 日時点で継続中である。このプログラムは、第 1 回ミーティングとその後の 2 ヶ月おきのケース検討によって構成される。第 1 回ミーティングでは、研究グループと施設職員により愛着についての基礎知識が共有され、次に愛着に方向付けられた養育が研究グループにより示される。ケース検討では、職員による児童についての報告と、研究グループによる同児童の ABCL (2 週おきに職員が検査)、ADCL、CBCL の結果などを資料

として、子どもの愛着を健全化するための養育方法が議論されている。2007 年 3 月試行終了後、正式にプログラムが完成する予定である。

来年度は、本年度の同じ施設において被虐待乳幼児に対して愛着プログラムを 10 ヶ月間実施し、本年度と同じ検査を前後で行う。そして本年度の通常養育下における児童の心理・社会的変化と、本年度のそれを比較することにより、同プログラムの有効性を調査する予定である。

2) 虐待を受けた子どものトラウマとその治療に関する研究(田中究)

【方法】

①集団精神療法のプログラムを劇場療法を参考に作成した。

②26 養護施設において、心理療法がどの程度の効果を示しているかを明らかにする目的で、職員、心理担当職員に質問紙調査を行うと同時に、個別のケースに関して、直接処遇職員、心理療法担当者、子ども自身に質問紙調査を行うことで明らかにすることを試みた。

【結果】

①は完成した。

②は一般質問に答えたのは施設長 24、直接処遇職員 345、心理担当職員 50。心理療法中の個別児童に関して、直接処遇職員 329、心理療法担当者 316、子ども自身 300 から回答を得られた。来年度に詳しい分析をする予定である。

3) 虐待を受けた子どもの感覚運動障害および自己感の障害とその治療に関する研究(星野)

【方法】児童養護施設入所中の 3 歳 11 ヶ月から 5 歳 3 ヶ月までの評価可能な児童 12 人(男児 8 名、女児 4 名)について、子どもの概要を判断するアンケート(資料 1 ケースの